

平成 30 年 6 月 10 日

医療法人三水会 行動計画（第 6 回）

1、計画期間 2018年6月21日～2020年6月20日までの2年間

2、内容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施。

〈対策〉

●2018年6月～：計画期間を通じて、該当する職員が生じた場合には積極的に休暇が取得できるように情報提供を行うと共に、総務課を窓口相談体制を整える。

目標2：育児休業している労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供

〈対策〉

●2018年6月～：従来より行っている月1回の病院広報誌の送付で病院の現状を伝えるとともに、院内研修・院外研修の内容で、育児休業該当者の復職時に有効と判断されるものについては、情報提供を行い、参加を推奨しスキルの維持・アップにつなげてもらう。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3：年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

〈対策〉

●2018年6月～：現状の一日有休・半日有休に加えて、時間有休の導入を検討する。以前から要望のあるもので、必要な休みを有効に取得することで、業務の効率化をはかり、ワークライフバランスの推進にもつなげる。

1以外の次世代育成支援対策に関する事項

目標4：子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることが出来る「子ども参観日」の実施

〈対策〉

●2018年6月～：子ども参観日を企画実施することで、職場の雰囲気がアップし、職員間のコミュニケーションの促進が進むと考えられますので、春休み・夏休みの期間を利用した計画で、勤務に無理が生じないよう配慮しながら計画を練っていきたいと考えております。

医療法人三水会

理事長 窪田 政寛